

第16回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第16回定例会

平成27年7月31日

開会13時15分 閉会14時28分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 0 滝沢辰己	2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	2 1 田口千秋
	1 2 渡邊幹夫	

欠席委員

議事録署名委員	1 4 花岡豊一	1 5 白倉令子
---------	----------	----------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 柳澤秀夫
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 北村久美子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	議案第5号	農地利用集積円滑化事業規定の変更について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

第11回農業経営改善計画認定審査

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理 皆さんこんにちは。部屋の中にいますと、しばし厳しい夏の暑さも忘れるという感じもしますけれども、連日非常な猛暑日が続いておりまして、本当に皆様方におきましてはお疲れ様という言葉がぴったりな感じがいたします。それではただ今より第16回農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

小林茂徳会長 皆さん改めましてこんにちは。大変暑い日が続いておりまして、体の方もだいぶ参ってきているのではなかろうかと思えます。また、今日も天気予報を見ておりましたら、35度越えの猛暑日だということで、皆さんにおかれましては、大変お忙しい中、またお疲れのところご苦労様でございます。今日は会議の方を約2時間位、それから議員さんとの懇談会2時間位予定されておりますので、少し長丁場になるかと思えますがよろしくお願いいたします。なお、議題の方もこれから3条でございます。2時間ぐらいで次の議員懇談会に繋げないといけませんので、慎重審議の上にもスムーズな議事進行をお願いしたいと思います。それでは本日の議事録署名員は、14番花岡委員、15白倉委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは第1号議案についてご説明させていただきます。
まず番号1番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は、〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が贈与、譲受人が受贈です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は5番伊藤委員です。
続きまして番号2番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は2番上原委員です。
続きまして番号3番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の4筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が所有地の処分、譲受人が新規営農です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は3番土屋委員です。3条は以上です。

議長

はい、それではこれより担当委員の説明に入ります。番号1番の案件につきまして5番伊藤委員より説明をお願いします。

5 伊藤委員

はい、よろしくお願いします。地図は1ページでございます。場所ですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇になります。該当地の少し下の広い道を左側に行きますと、〇〇〇〇にあたります。該当地の右側の道を上っていくと〇〇〇〇へ行く途中でございます。譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇が〇〇〇〇ということで、このお二人は〇〇〇〇になります。該当場所についてですが、二人の親の代から〇〇年以上も〇〇〇〇さんの方で耕作をしているということでございまして、〇〇〇〇さんの方も耕作ができないということで、話し合いの結果、〇〇〇〇さんに譲渡ということになりました。以上でございます。特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号1番の件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。

続きまして番号2番について、2番上原委員をお願いします。

2 上原委員

はい、それではお願い致します。地図は2ページをお願いします。場所としましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇に近い位置になります。〇〇〇〇から〇〇〇〇km程〇〇〇〇寄りに行きますと〇〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇〇側に〇〇〇〇の〇〇〇〇が流れております。その〇〇〇〇沿いで、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間あたりの位置になります。地図上では〇〇〇〇と〇〇〇〇の境界近くになりますが、実際〇〇〇〇より北側の〇〇〇〇地籍につきましては、行政的には〇〇〇〇にほぼ属しております。〇〇〇〇の信号を上に行って、〇〇〇〇〇に上っていく道の下と〇〇〇〇に囲まれた地域については、行政区的には〇〇〇〇となっております。それで、〇〇〇〇につきましても〇〇〇〇から下流側の〇〇〇〇までは改良されまして、図面で見ただけだとおろいだいぶ広がっております。申請地の上に譲受人の〇〇〇〇さんの自宅があって、下の方に〇〇〇〇とありますが、〇〇〇〇から〇軒ほど〇〇〇〇寄りに譲渡人の自宅があります。申請地につきましては、向かって左側の家並みより一段低い土地になっております。この〇〇〇〇の河川に合わせて、申請地の川の反対側〇m幅位の

管理道路が実際にあいておりまして、その管理道路から〇〇〇〇幅位の鉄製の橋を渡って、申請地に入るような形になっておりまして、大型機械等は入れないような用地になっております。譲渡人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇が営農していたのですが、〇〇〇〇が〇〇〇〇、〇〇〇〇も〇〇〇〇ができなくなって管理に困っていたのですが、昔から馴染みの〇〇〇〇さんに相談したら、わたしが譲り受けて耕作したいということで話がまとまったようです。〇〇〇〇さんの自宅の前の白地の部分は実際に畑として使用している部分です。ここと申請地の間は〇〇〇センチの段差があるのですが、一応トラクター等入れるような工事をして、河川の許可の関係はあるのですが、そういう許可を取って工事をして耕作をしたいということです。特に問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号2番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。

続きまして番号3番について、3番土屋委員をお願いします。

3 土屋委員

はい、それではご説明いたします。場所ですが3ページをご覧ください。〇〇〇〇とありますが、ここに〇〇〇〇があります。ちょうどこの申請地から右側〇〇〇〇m位直線で行くと、〇〇〇〇が走っているという状況でございます、〇〇〇〇の〇〇〇〇もちょうど真横の〇〇〇〇の隣接にあるという位置でございます。譲受人につきましてには〇〇〇〇ということで、譲渡人が〇〇〇〇ということでございます。この土地につきましては、平成〇〇年当時から現在のよう形で賃貸を〇〇〇〇から受けまして、〇〇〇〇が使用していたという状況でございます。内容的には堆肥の製造販売をされているという状況でありまして、東御の皆さんにつきましては昔のことを言うと大体想像がつくと思いますが、〇〇〇〇という〇〇〇〇の団体がございまして、そこで酪農をしていた土地でございます。これが現在は〇〇〇〇になっているわけでございますが、そこの土地を新しく買いたいということで、今日の申請が上がったという状況でございます。〇〇〇〇につきましては、以前と同じく堆肥の製造販売と合わせて、新たにクルミを植えたいという状況でございます。平成〇〇年から〇〇〇〇から借りているということで、今後も同じような形で堆肥生産とクルミを植えての生産をしていきたいという状況でございます、特段近所に支障

をきたす状況ではないということですので、よろしくご審議をいただければというふうに思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号3番の件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号3番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事務局

はい、第2号議案についてご説明します。農地法第4条の規定による許可申請についてです。

番号1番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請事由が住宅敷地〇棟です。〇〇〇〇から〇〇〇〇を呼び寄せる関係で、〇〇〇〇さんの自宅の横に〇棟建築するという事です。こちら農振を除外した農地でございます、〇〇〇〇m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇があるということで、第3種農地になりますので則43-1 第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)になります。担当は6番関委員です。

続きまして番号2番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、農地区分は1種農地、申請事由が共同住宅・駐車場敷地、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、許可基準は用途指定のない地域ですが集落に接続しているということで則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaになります。担当は7番竹重委員です。4条は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より農地法第4条の規定による許可申請について2件の説明がありました。それでは番号1番につきまして6番関委員をお願いします。

6 関委員

はい、お願い致します。地図は4ページで〇〇〇〇の下の囲い枠のところでありまして。ここには載せてありませんが、その右隣が現在の住居となっております。申請人〇〇〇〇さんは元々〇〇〇〇出身者でIターンによりここに住まわれ、農業をしておられます。最近になり〇〇〇〇の面倒をみなくてはいけなくなり呼び寄せましたが、何分にも今住んでいる住宅には〇世帯が暮らしており手狭になりまして、隣の空き地を利用して別棟を作りたいと考え今回の申請となりました。隣接地の許可も得ておりますので、特に問題はないと思いますのでよろ

しくお願い致します。以上です。

議長

はいありがとうございました。それでは番号1番の案件につきまして、ご意見ご質問等ある方挙手をお願い致します。なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。それでは続きまして番号2番につきまして7番竹重委員をお願いします。

7 竹重委員

はい、地図は5ページをご覧ください。〇〇〇〇、これが〇〇〇〇から〇〇〇〇に通じる道です。建てる場所ですが、〇〇〇〇から徒歩〇〇分位に〇〇〇〇がありますが、その東側になります。地目は田になっていますが、現状はここ〇〇数年来休耕として自家用野菜のみとなっています。今回の申請にあたりまして隣接の同意ももらっていますし、雨水についても対策が取れています。特に豪雨の場合については貯水池を作るという事で問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いしたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号2番の案件につきまして、ご意見ご質問等ある方挙手をお願い致します。なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

まず計画変更1番です。こちら5条の9と関連がございますので合わせてご説明いたします。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請事由は〇区画分の宅地分譲敷地です。こちら平成〇〇年〇〇月に許可を得た案件で、まず当初の所要面積が〇〇〇〇㎡で、今回の計画変更で〇〇〇〇㎡に変更するということでございます。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の準住居地域、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。6ページをご覧くださいまして、9番でございます。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の

○で面積が○○○○㎡の3筆合計面積が○○○○㎡です。変更ですが、宅地分譲敷地の通路が変更になるということで、譲渡人の○○○○さんの要望もありまして、計画変更の方で減った分を9番の方でまた新しく通路として転用するという申請になっております。この案件については以上です。担当委員は14番花岡委員です。

続きまして番号1番です。土地の所在は○○○○ ○○○○番の○で面積が○○○○㎡です。申請事由は住宅敷地○棟で、建築面積が○○○○㎡です。申請人は譲受人が○○○○の○○○○さん、譲渡人が○○○○の○○○○さんです。このお二人は○○○○と○○○○という関係です。契約内容は永年の使用貸借権設定です。許可基準は用途区域内の第1種低層住居専用地域、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)になります。担当委員は13番山崎委員です。

続きまして2番です。土地の所在は○○○○ ○○○○番の○で面積が○○○○㎡、同じく○○○○ ○○○○番の○で面積が○○○○㎡の2筆合計面積が○○○○㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は宅地分譲敷地○区画分です。申請人は譲受人が○○○○の○○○○さん、譲渡人が○○○○の○○○○さん、○○○○の○○○○さん、○○○○の○○○○さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の準住居地域 則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)で許可になる見込です。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号3番です。土地の所在は○○○○ ○○○○番の○で面積が○○○○㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は農産物直売所通路敷地です。申請人は譲受人が○○○○の○○○○さん、譲渡人が○○○○の○○○○さんです。契約内容は所有権移転です。こちらも農振を除外した案件になっておりまして、許可基準は集落に接続しているということで則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaになります。担当委員は3番土屋委員です。

続きまして番号4番です。土地の所在は○○○○ ○○○○番の○で面積が○○○○㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地○棟です。建築面積が○○○○㎡です。申請人は譲受人が○○○○の○○○○さん、譲渡人が○○○○の○○○○さん、こちらは○○○○関係になります。契約内容は20年の使用貸借権設定です。許可基準は集落に接続しているということで、則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaで許可になります。担当委員は14番花岡委員です。

続きまして番号5番です。土地の所在は○○○○ ○○○○番の○で面積が○○○○㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地○棟です。建築面積が○○○○㎡です。申請人は譲受人が○○○○の○○○○さん、譲渡人が○○○○の○○○○さんです。こちらの

お二人も〇〇〇〇関係です。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は用途指定のない地域で、則43-2 第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)になります。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号6番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は事務所敷地及び事業用車両駐車場敷地です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。こちらも〇〇〇〇関係になります。契約内容は20年の貸借権設定です。許可基準はこちらも農振を除外して転用する案件です。用途指定のない地域ですが集落接続ということで則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaになります。担当委員は3番土屋委員です。

続きまして番号7番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇子さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種中高層住居専用地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)になります。担当委員は17番依田隆喜委員です。

続きまして番号8番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は農家住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。こちらは〇〇〇〇です。譲受人〇〇〇〇さんですが、来年の〇月で〇〇〇〇を引退するということで、戻ってきて農家としてやっていくという計画がございます。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途指定のない地域ですが、集落接続ということで則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaになります。担当委員は12番渡邊幹夫委員です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より農地法第5条の規定による許可申請についての説明がありました。それでは計画変更1番と番号9番につきまして、合わせて14番花岡委員お願いします。

14花岡委員

はい。よろしく申し上げます。地図の方は14ページをご覧くださいと思います。先程事務局の方から説明がありました〇月に許可をいただきました用地ですが、今回譲渡人〇〇〇〇さんの方から、ぜひ道路に接した形で土地を何とかしてもらえないかということがあり

まして、許可したところと今回の〇〇〇〇さんの土地が、角々で結ばれるような形で道路が接しているだけなので、一応農地という形ですがそれに入ることができないような状況になっていますので、ぜひ接する形で計画をしてもらいたいということがありまして、申請の変更という形で、地図の中の〇〇〇〇というところがすべて〇〇〇〇さんの方から〇〇〇〇さんに移るところ、そして〇〇〇〇の三角になっている部分が3つありますが、その部分が交換されて直線になるというような形で申請が出されております。特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。

それでは続きまして番号1番について13番山崎委員をお願いします。

13 山崎委員

はい、お願いします。場所は6ページをご覧ください。〇〇〇〇のあれでございます。〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かったところでございます。途中に〇〇〇〇がありますが、そのすぐ西側でございます。〇〇〇〇さんの家があるのですが、その前に家庭用菜園を少し作っていますが雑草などで荒れていまして、ここに〇〇〇〇が〇〇〇〇をするということでここに引越しされるようです。特に問題はないと思いますがよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号2番について17番依田隆喜委員をお願いします。

17 依田隆喜委員

はい、よろしく申し上げます。場所ですが7ページをご覧ください。この場所は〇〇〇〇の北側になります。〇〇〇〇の信号から〇〇〇〇m位先に行ったところの左側に〇〇〇〇の〇〇〇〇がありますが、その西側になります。この土地は〇人で持っているところですが、今は何も作ってなくて〇〇〇〇して、〇〇〇〇になっているような場所

上に行きますと〇〇〇〇、左下に行きますと〇〇〇〇の信号のところへ出てくる〇〇〇〇から下がったところになります。ちょうど〇〇〇〇の中央から〇〇〇〇の方へ抜ける道が、中央から〇〇〇〇m位入ったところで、申請人の〇〇〇〇さんは、所有者の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇にあたります。現在〇〇〇〇にいますけれども、戻られて住宅を建ててこちらに住まわれるということで、今回の申請になっております。周りの農地につきましては同意も取られておりますので、問題ないかと思っておりますのでよろしくご審議お願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号5番について17番依田隆喜委員をお願いします。

17 依田隆喜委員

はい、よろしくお願いします。地図ですが、真ん中に走っている〇〇〇〇の〇〇〇〇の方から入ってきて最初の信号を過ぎて、次の信号機〇〇〇〇の北側に下がった場所ですが、北側が〇〇〇〇の線路です。譲受人〇〇〇〇さんは現在借家に住んでいて、〇〇〇〇も〇〇〇〇なって手狭になってきたため、〇〇〇〇の土地を借りて住宅を建てたいということです。周りにはただ空いているだけというところがございます。なんら問題ないと思えますが審議よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号6番について3番土屋委員をお願いします。

3 土屋委員

はい、ご説明したいと思えます。11ページをご覧ください。場所につきましては、そこに斜めに走っている道路が〇〇〇〇、〇〇〇〇の通りになります。左の方にずっと行きますと〇〇〇〇の〇〇〇〇という状況でございます、右に行きますと〇〇〇〇に通じる〇〇〇〇でございます。これのすぐ上でございますが、先程事務局から説明いたしましたように、農振除外をしての今回の申請という状況でございます。譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇であ

りまして、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇をしているということで、今回事務所と駐車場を造りたいということで2、3箇所候補地を探していたわけですが、なかなか思うような場所が見つからないということで、最終的に〇〇〇〇との話しがまとまったということでございます。〇〇〇〇でございますので車等の出入等があるかと思いますが、すぐ近くに大きな道路があるということで、農地に対する悪影響等につきましてはそう大きな問題はないだろうというふうに判断をしているところでございます。よろしくご審議をいただきお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号7番について17番依田隆喜委員をお願いします。

17 依田隆喜委員

はい、よろしくお願いします。場所は12ページをご覧ください。この場所は〇〇〇〇の南側にあたります。〇〇〇〇の信号を〇〇〇〇の方へ〇〇〇m位行ったところを右に入って、〇〇〇〇の看板のところを右に曲がったところでは譲受人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇と一緒に現在〇〇〇〇のアパートに住んでいますが、手狭になってきたということで、一戸建ての家がほしいということで土地を探していたところ、近くにあるということで、譲渡人〇〇〇〇さんをお願いして譲ってもらうことになりました。周りはほとんど宅地になっていますので、なんら問題ないと思いますがご審議よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号8番について12番渡邊幹夫委員をお願いします。

12 渡邊幹夫委員

はい、よろしくお願いします。先程事務局より説明があったとおり、譲受人〇〇〇〇さんは現職の〇〇〇〇でございます。残り任期〇年という中で、引退後は地元に戻って住みたいという意向のようでございます。譲渡人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇で農業をやっている

る方でございます。〇〇〇〇が帰るということで水田を宅地変更して譲るということで、具体的にはまだ〇年間ありますので家を建てるのは〇年後位になりそうですが、申請許可の関係で書類が出ておりますのでよろしくご審議をいただきたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。それでは続きまして第4号議案農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当

はい、今月の利用権設定の説明をさせていただきます。今月は全件で〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、利用権設定が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡で、新規の利用権が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、再設定が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡です。利用権設定の細かな説明をさせていただきますと、2番から5番の利用権ですが、円滑化団体を挟んだ利用権設定になります。12番が、耕作面積が〇〇〇〇㎡以上という条件を満たしていないのですが、平成〇〇年農地部会の協議により〇〇〇〇で承認されている〇〇a以下の利用権の再設定については承認すると決められていまして、この利用権は平成〇〇年頃から結ばれていますので問題ありません。次に所有権移転ですが〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡になります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。利用集積計画一覧の18番までと、所有権移転の関係の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい。それでは採決をとらせていただきますけれど、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。それでは全員の賛成ということで決定とさせていただきます。続きまして議案第5号農地利用集積円滑化事業規定の変更について事務局より説明をお願いします。

担い手支援係長

農林課担い手支援係長清水と申します。よろしくお願ひ致します。それでは第5号議案ということで、農地利用集積円滑化事業規定の変更について、農業委員会の方で決定をお願いしたいという議案でございます。まず初めにお手元の12ページに、農地利用集積円滑化事業

規定の変更についてということで、この内容についてご説明をさせていただきたくて資料を申し上げてございます。

制度概要（法の規定）（１）農地利用集積円滑化事業とは、ということで、農業経営基盤強化促進法という法律がありまして、こちらの第４条第３項の規定に市町村、農業協同組合、公益法人等が行う農地所有者代理事業、農地売買事業等をいいます。ということで簡単に言いますと、市町村や農協が間に入りまして土地の貸し借りの関係を仲介します。いわゆる農地バンク制度の仕組みの一つだにご理解いただければと思います。

（２）農地利用集積円滑化事業規定につきましては、この事業を行う者は農地利用集積円滑事業規定というものを定めなければならないと、またこれは市町村の承認を受けなければならないということが法１１条１１第１項に規定がございます。

この承認の関係ですが（３）に手続きが書いてありまして、市町村は一定の要件に該当する場合はこれを承認しなければならないということで、アイウエと４項目程要件が明確化されております。

続きまして（４）農業委員会の決定の関係ですが、市町村が農地利用集積円滑化事業規定を承認しようとする時は、あらかじめ農業委員会の決定を経なければならないということが、法１１条１１第４項で決まっております、（５）ではこれを変更する時も同様の手続を取らなくてはならないということも決められております。こういった法律の規定に基づきまして、今回この規定の変更の決定を賜りたいということで、１番の信州うえだ農業協同組合及び佐久浅間農業協同組合より、農地利用集積円滑化事業規定を変更したいということで申請がございまして、先程の法律の規定に基づきまして市の方でこちらの内容審査をさせていただきまして、承認をしたいという判断に至りましたので、今回農業委員会の決定を求めるという内容のものでございます。参考までに農地利用集積円滑化の状況ということで、現在信州うえだ農業協同組合の方ではこの事業を使いまして約〇〇h a、佐久浅間農業協同組合の方では〇〇〇〇h aの利用集積を現在実施しているという現状でございます。１１ページの議案ですが、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で初回の承認をさせていただいておりまして、中身につきましては平成〇〇年〇〇月の農業委員会の方で初回のご決定をいただいているものでございますが、こちらにつきまして変更の申請があったということでございまして、１番の方が信州うえだ農業協同組合のことでございます。変更の理由ということでございますが、今回法律の改正に伴いまして農地中間管理事業という制度が創設されたこと、それと農地保有合理化事業が原則廃止されたことに伴います軸の改正という内容でございます。２番の方は佐久浅間農業協同組合の方から変更の申請がございましたけれども、変更の理由につきましては同様の内

容で今回2件の申請があったということでございます。13ページをお願いします。今回変更がありました部分の具体的内容について申し上げます。こちらは新旧対照表ということでございまして、右側半分が現在の内容、これを左側半分の改正案ということで変更したいということで、内容をご覧くださいますと、「農地保有合理化」という言葉を「農地中間管理機構」に名称を改めたいという内容の変更になってございます。内容の説明につきましては以上です。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。円滑化事業規定の変更についてということでご説明ございましたが、それに沿って第5号議案を進めさせていただきます。なにかご意見ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成と認め決定と致します。それでは続きまして報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは報告第1号ということで農地法第4条の規定による届出について今日は3件ございます。

番号1番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、申請事由は農業用倉庫〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

続きまして番号2番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、申請事由は農業用倉庫〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

続きまして番号3番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡です。申請事由は農業用倉庫敷地、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局から農地法第4条の規定による届出について説明がございました。ご了解いただきたいと思います。

続きまして第11回農業経営改善計画認定審査について、事務局の方から説明をよろしくお願い致します。

認定農業者担当

はい、担い手支援係の柳橋ですがよろしく申し上げます。番号1番〇〇〇〇さんの申請でございます。資料の3ページをご覧ください。

更新ということで今回申請が上がってきておりますが、〇〇〇〇で経営をされているということで、〇〇〇〇さん〇〇歳です。〇〇〇〇さんの〇〇〇〇ということで経営を一緒にやっているのですが、今度〇〇〇〇に変えていくという方法で進めている農家でございます。目標とする営農類型につきましては、鉢花、花壇苗生産です。経営改善の方向の概要につきましては、播種から生産、一貫生産の確率という内容になっています。経営体の農業所得につきましては、〇〇〇〇万円から〇〇〇〇万円。労働時間につきましては、〇〇〇〇時間から〇〇〇〇時間に縮小したいということでございます。農業経営規模の拡大に関する目標につきましては、花卉〇〇〇 a に対して〇〇〇 a、ガーデンシクラメンというミニシクラメンは耐寒性があり外でも植えることができるもので、〇〇〇 a に対して〇〇〇 a、シクラメン〇〇〇 a に対して変わらず、ジュリアン〇〇〇 a に対して〇〇〇 a、花壇苗〇〇〇 a に対して〇〇〇 a、野菜苗〇〇〇 a に対して〇〇〇 a、セル苗〇〇〇 a に対して〇〇〇 a になっております。それぞれの生産量につきましてはご覧のとおりでございますけれども、セル苗につきましては現状生産量が〇〇〇万になっておりますが、目標が〇〇〇万ということでかなり多くなっておりますけれども、現在手作業で行っているものを機械の導入を目標としているということですのでよろしくお願います。ただ、セル苗につきましてはポットということで、種を入れる前のものということでございまして、野菜苗、また種を入れる前のものということでご承知いただきたいと思います。それとは別に花壇苗と野菜苗それぞれを生産していくということでございます。農地の所有につきましては、現状田が〇〇〇 a に畑が〇〇〇 a ということで、目標につきましても同数字であります。その自分の所有地の中で規模拡大していくということでございます。4 ページをご覧いただきまして、機械等の関係につきましては、トラックを現状 2 t 〇台、1 t 〇台、軽トラ 〇台について、目標が 2 t 〇台、1 t 〇台、軽トラ 〇台ということで、台数の増を計画しております。また、生産施設のパイプハウスにつきましては〇〇棟を〇〇棟に、また冷暖房機につきましては〇〇台を〇〇台に増やしていくということでございます。また、機械格納庫・作業棟を〇棟から〇棟に変更して規模拡大を図っていく計画でございます。経営規模の拡大につきましては一貫作業のために必要な播種機、発芽機の導入、パイプハウスの増設ということで、先程申し上げたとおり規模拡大をしていきたいということでございます。生産方式の合理化につきましては、プールベンチによる灌水の自動化、連棟化による作業効率の向上を掲げております。従いまして制度資金の利用につきましては、パイプハウスの増設ということで、予定時期等は未定でございますけれども計画がでございます。農業労働力につきましては、〇〇〇〇さん家族〇人の他に常時雇用また臨時雇用の対応を

図っている状況でございまして、経営的にも法人化している関係から非常に良好だという状況の中で、この先〇年後も機械の導入、パイプハウスの増設という状況の中で、規模拡大を図っていく農家でございまして、非常にこの先も有望とされる経営体の一つということでございます。以上でございますが、ご意見ご指導をよろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。まず担当の15番白倉委員よりご意見をお願いしたいと思います。

15 白倉委員

よろしくお願い致します。〇〇〇〇さんのお宅は会社にして〇〇年以上のベテランのお宅です。今までは〇〇が中心になってやってらしたのですが、〇〇〇〇が受け継いでいかれるようで、規模も年々拡大していて頑張っていると思います。皆さんもご存知のように花の苗なども〇〇〇〇へ出していただいたりして、地域との連携もしっかりやっていただいている、とてもよい経営をしていらっしゃると思います。わたしからは以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは全体を通して委員会からの意見ということですので、ご意見等ございましたら出していただければと思います。特に無いでしょうか。ということで、健全経営で大変優秀だということで農業委員会からは特に無いようでございます。よろしいでしょうか。ということで、審査のほうは意見を出すということでございますが、特に無いということですので〇〇〇〇さんには健全経営ということで頑張っていたきたいということをお伝えいたしたいと思います。以上でございます。

それでは以上で議事の方は終了とさせていただきますが、トータルでご意見ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。特に無いようですので以上で審議の方は終了とさせていただきます。慎重審議誠にありがとうございました。

渡邊登司美代理

以上で第16回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

14時28分議案終了

議事録署名人_____

議事録署名人_____